

職 発 1018 第 6 号
開 発 1018 第 2 号
令 和 元 年 10 月 18 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)
厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

令和元年台風第 19 号等により被災した就職活動中の学生等に対する緊急支援について

今般の令和元年台風第 19 号等（以下「台風」という。）により甚大な人的・経済的被害がもたらされたところであり、厚生労働省においても、必要な対策を緊急に講じることとしている。

特にこの時期は、来年 3 月卒業予定の大学生・高校生等や採用選考を予定している企業にとって、就職や採用に向けた重要な時期である。このため、台風による被害を受けた就職活動中の学生等に対し、下記のとおり「被災学生等特別就職相談窓口（以下「特別窓口」という。）」の設置等により、特にきめ細かい支援を実施することとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 特別窓口の設置による支援

(1) 特別窓口の設置場所

災害救助法の適用地域を含む 14 都県（岩手・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡）に所在する新卒応援ハローワークに設置することとする。これ以外の新卒応援ハローワークにおいて、下記(2)の対象者が来所した場合は、下記(3)に準じた支援を行うこ

と。

(2) 特別窓口の対象者

特別窓口の対象者は原則として次のとおりとする。ただし、生徒・学校関係者等については、利便性等を考慮し、最寄りのハローワーク等において対応すること。

- ① 台風の被害を受けた就職を希望している学生・生徒等（卒業後3年以内の者を含む。以下「被災学生等」という。）
- ② 台風の影響により採用・選考活動に支障が生じた又は生じるおそれがある事業主等（以下「被災事業主等」という。）
- ③ 中学・高校・大学等（以下「学校等」という。）の進路指導担当者等（以下「進路指導担当者等」という。）

(3) 特別窓口における支援内容

特別窓口における主な支援内容は次のとおりとする。

- ① 被災学生等が就職活動に困難を来さないよう、特別な措置をとるよう企業に求める等の観点を含めた、ジョブサポーター等による就職活動支援
- ② 台風により就職機会が失われるおそれのある被災学生等に対する必要な相談支援
- ③ 採用・選考活動の継続に影響を受けるおそれのある被災事業主等に対する必要な相談支援
- ④ 進路指導担当者等が学生等に対する指導を的確に行うために必要な相談支援

(4) 特別窓口の設置日

特別窓口の設置日は令和元年10月23日とする。

2 出張相談

管内の学校等における、学生等に対する被災状況を踏まえた職業相談、最新の求人動向等に係る情報提供等の出張相談のニーズを把握し、これに積極的な対応をすることにより、被災した学生等に対する効果的・効率的な支援に努めること。